



3. 学校生活

(1) 学校生活を健康で楽しく過ごすために

家庭での生活が学校での生活・学習に大きく影響します。できるだけ早く生活習慣を身に付け、自分のことは自分でできるようにしておきたいものです。

早寝早起きをする。	朝起きたら顔を洗う。
朝ご飯を食べる。	食後の歯磨きをする。
手洗いやうがいの習慣を付ける。	返事・あいさつができる。
衣服の着脱がスムーズにできる。	自分の持ち物の整理整頓ができる。
自分の名前・住所・電話番号・保護者の名前が言える。	
登下校の道を覚え、交通ルールを守って通学することができる。	

これらが全てできていないと学校生活が送れないというわけではありません。当然、個人差があります。あせらずに少しずつ身に付けるようご家庭でのご指導をお願いいたします。

① 健康面のこと

登校前には健康観察をお願いします。いつもと様子がちがう（食欲がない・顔色が悪い・元気がない）ときには、お子さまに詳しく体調を聞いてみてください。症状が続くときは、心理的な要因も考えられます。担任や養護教諭にご相談ください。

*現在は新型コロナウイルス対応のため、毎朝検温をして「けんこうかんさつカード」に健康観察の結果を記入して、登校後に提出しています。体調不良時には無理をして登校をしないようにお願いします。

② ご家庭で気を付けてほしいこと

日々のご家庭では、次の点にご留意願います。

- 次の日の学習準備は、前日にできるだけ自分でさせてください。
- 連絡帳や学校からのプリント類には、必ず目を通してください。
- 学校での出来事(遊び・友だち・勉強等)を聞いてあげてください。
子どもとの会話で気になることがありましたら、学校までご連絡ください。

③ 欠席・遅刻・忌引

欠席の場合は、電話又は連絡帳等にて欠席理由をお知らせください。連絡帳は、近所の友だちや兄弟姉妹に言付けてください。電話は 19 時に留守番電話になります。

●忌引になる場合

親戚にご不幸があったとき、それに関連する欠席については、出席簿上で忌引（学校を休んでも欠席とならない）扱いになります。

父母… 7日以内	祖父母… 5日以内	曾祖父母… 3日以内
兄弟姉妹… 3日以内	おじ・おば… 3日以内	いとこ… 1日以内

なお、遠隔地に行く必要がある場合は、往復日数を加算することもできます。保護者からの連絡を受け、担任で把握して出席簿に記入することになっています。

(2) 学校の約束

《 生活 》

- 7時45分～8時を目安に登校しましょう。学校は8時10分から始まります。
- 通学は、原則として徒歩かスクールバス、自転車（＝後期課程）とします。
- 通学時には交通ルールをしっかりと守ります。
- 登校した後は、勝手に校外に出てはいけません。
- 進んであいさつをします。
- 丁寧な言葉づかいで話します。
- 時刻を守って、はじめのある行動をします。
- だらしなく見える衣服・制服の着用はしません。
- ピアスをしたり、アクセサリを身に付けたりすることはしません。
- 髪の毛にパーマを当てたり、染色したり、脱色したりしません。
- 頭髪が長くて学習の妨げになる場合は、ゴム等でくくります。
- 外ぐつ、上ぐつ、体育館シューズの区別をします。
- 職員室へ入るときや出るときは、大きな声であいさつをします。
- 学校生活に必要なでないものは持ってきません。
- 非常時に備えて、携帯電話・スマートフォンの自己責任での持ち込みを認めています
が、非常時以外の使用は禁止としていますので、バッグ等に入れて管理してください。
- 前期課程の最終下校は 16 時 30 分です。
- 下校後、校舎に入るときは職員室に声をかけて校舎に入ります。
- 登下校時は寄り道をしません。

《 学習 》

- 教室内は、学習がしやすいようにいつも整理整頓をします。
- 学習に必要なでないものは持って来てはいけません。
- 授業が始まる前に、席に着いて待ちます。
- 机の上には、学習に必要な物だけを置きます。

※ みんなで「やくそく」を守り、安全で楽しい学校生活を送りましょう。

(3) 危機管理

危険は常にわたしたちの生活につきまとうものであり、100パーセントの安全はあり得ないと言ってもいいでしょう。通常でない場面に遭遇したときに、危険に対して的確に対応できる力を身に付けることが必要です。

①自然災害等警報が出たとき

●登校前

- * 6時30分の時点で能勢町（『大阪府』全域・『北大阪』全域・能勢町）に「暴風」「大雨（土砂災害・浸水害）」「洪水」「大雪」「暴風雪」警報が発令中⇒**自宅待機**
- * 9時までに「警報」が解除
 - ⇒**徒歩通学者…通常集合時刻の2時間後に集合場所へ集まり、集団登校**
 - ⇒**バス通学者…各バス停に通常乗車時刻の2時間後に集まり乗車**
 - ⇒**自転車通学…午前10時までに登校**
- * 9時の時点で引き続き「警報」発令中⇒**臨時休校**

●授業日、在校中の場合

- * 学校から下校時刻等についての一斉メールを送ります。
- * 状況に応じて下校時刻を決定しますので下校へのご協力をお願いします。

②地震が起こったとき

●震度4以下の対応

- * 揺れが収まれば道路等の安全を確認し、登校します。
- * 学校からの安否確認は行いません。在校中であれば、通常の授業とします。
- * 学校は児童生徒が登校するまで待ちます。ただし、始業5分前になっても登校してこない場合は校区巡回をします。下校確認は行いません。

●震度5弱以上の対応

- * 臨時休校とします。自宅にいるときであれば、待機して学校からの連絡を待ってください。
- * 学校から児童生徒の安否確認を行います。電話及びメール等で行います。不通の場合は、家庭訪問等をします。
- * 在校中の場合は、保護者同伴による下校とすることがあり、そのときは迎えに来てもらう場合があります。
- * 大規模地震の翌日以降は、学校から連絡があるまで待機してください。

③登下校中に交通事故に遭ったとき

- * 児童生徒は、近隣の家又は近くにいる大人に救急車等の要請及び警察への連絡をしてもらい、救急車及び警察が来るまで待ちます。
- * 近隣の家や近くにいる大人に、事故が起こった場所とけがをした人の名前を学校へ連絡してもらい、先生が来るのを待ちます。
- * 学校の職員は現場に急行し、事故等の様子（時刻・場所・児童生徒名等）を確認の上保護者へ連絡をします。
- * 学校から連絡を受けた保護者は、事故現場、病院等へ至急かけつけてください。

④学校（修学旅行・校外学習等）でけがをしたとき、病気になったとき

- * 学校から保護者へ連絡します。けが・病気の具合を確認し、受診する医療機関を決めます。保護者が学校等へ迎えに行き、医療機関に連れていきます。
- * 救急対応や救急搬送のときは医療機関を確認し、そこへお越しいただきます。
- * 医療機関へは保険証をご持参ください。保護者の許可がないと医療行為が受けられない場合があります。

※ 修学旅行・校外学習など校外に出ているときは、基本的には学校でけが及び病気になったときと同様の対応となります。医療機関までの交通手段は保護者負担となる場合があります。現地が遠距離で、かけつけることが難しい場合は、学校側と連絡を取り、対応することになります。

⑤不審者が出没したとき

●登校前及び下校時

- * 学校は校区巡回をします。児童生徒は保護者等の協力を得ながら登下校します。
- * 危険が伴うと判断した場合は、学校から連絡します。
登校前であれば自宅待機し、学校からの指示を待ちます。
下校前であれば児童生徒は学校で待機をし、迎えの保護者と同伴で帰宅します。

●登下校中に出没したとき……児童生徒の対応

- * こども 110 番及び近隣の家へ避難します。
- * 避難した家から警察（110 番）へ連絡してもらいます。
発生した時刻・場所・不審者の特徴などを併せて報告します。
- * 避難した家から学校へ連絡してもらいます。
- * 先生が到着してから、登下校します。

●学校へ侵入したとき

- * 児童生徒の安全確認を行い、通常どおり授業が行える場合は特に対応はしません。
- * 児童生徒等に動揺があり、又はけが人等が出た場合は、学校から保護者へ連絡し、保護者同伴で帰宅します。
- * 困難な事案、重大な事案の場合は別途連絡します。

⑥インフルエンザ・ノロウイルス等、感染症の疑いがある場合

●学校で発症したとき

学校から保護者へ連絡します。保護者は学校へ迎えに来ていただきます。その後、医療機関で受診し、診断結果を学校までお知らせください。

●家庭で発症したとき

感染の疑いのある場合は登校せず、医療機関で受診し、診断結果を学校までお知らせください。

●出席停止扱いについて・・・資料②をご覧ください。

⑦危険動物の出没等、校区で危険な状況がある場合

事案により対応が異なりますので、学校から届ける通知文やメール、電話等の指示に従ってください。

⑧ 来校されるときには…

子どもたちの保護者であるということを示すネームプレートを配布しますので、学校にお越しの際には、必ず着用してください。

入校の際には、正門とゲート棟の2箇所を通過することになります。ゲート棟にいる受付管理員にそのプレートを示し、入校の許可を得てください。

(4) 健康管理

① 保健室について

保健室は、お子さまが元気で楽しい学校生活を送れるようにお手伝いするところです。健康診断や身体測定、体の調子が悪くなったときやけがなどの応急手当をしています。困ったこと、心配なことなどがあったときに相談できる場所でもあります。何かありましたらいつでもご相談ください。

●けがについて

*保健室ではその日学校で起きたけがの応急手当をします。継続的な手当には行っておりませんので、帰宅後からはご家庭で様子を見てあげてください。心配なときや、その後の様子によっては医療機関で受診してください。受診された場合は学校までご連絡ください。

*けがの状態によって、病院への受診が必要と思われる場合は、保護者の方に連絡を取り、受診についてご相談させていただきます。

●体調不良について

*保健室には内服薬は置いておりません。また、原則として薬剤のお預かりも行っておりません。

*発熱がある場合や、しばらく保健室で休んでも体調が回復せず学習を続けることができない場合、保護者の方にお迎えに来ていただきます。

②健康診断について

定期的な健康診断が4月から6月にかけて行われます。その目的は次の3点です。

1. 自分の健康状態や成長を知るため。
2. 健康課題や、病気の可能性を見つけるため。
3. 健康の大切さを知って、自分の体を見つめ直すため。

学校で行われる健康診断は「ふるいわけ検査(スクリーニング検査)」と呼ばれるものです。子どもの健康状態を把握することが目的であり、きちんとした診断を出すものではありません。健康診断の結果、詳しく検査を受けた方がいい場合は「検診結果のお知らせ」の用紙をお渡ししますので、早めに医療機関を受診してください。受診後には、受診結果を学校までお知らせください。

<参考>学年別健康診断実施項目

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
発育測定	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
運動器検診	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
内科検診	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
視力検査	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
歯科検診	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
聴力検査	◎	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎
耳鼻科検診	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
眼科検診	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
心電図検査	◎	—	—	—	—	—	◎	—	—
モアレ検査	—	—	—	—	希望	—	希望	—	—

③出席停止・・・資料②

●感染症で欠席するとき

病気で学校を休む場合に、お子さまがかかった病気によっては、学校を休んでも欠席扱いにならない場合があります。これを「出席停止」と言います。

感染症にかかったときは、速やかに学校へ連絡してください。

学校から「出席停止指示書・出校届」を家庭に渡します。医師より通学許可が出て登校できるようになれば、保護者の方で「出校届」に記入後、学校に出してください。医師の押印や診断書は不要です。

④ 災害共済給付金・・・資料③

学校の中でお子さまが医療費のかかるけがなどの事故に遭った場合に備えて、日本スポーツ振興センターは災害共済給付制度を行っています。医療機関で治療を受けた

ときの治療費を補償するこの制度は、ご家庭と能勢町がほぼ折半し掛け金を支払う共済制度です。学校では全員この制度に加入していただくようお願いしています。

また、災害共済給付制度の対象とならない傷病（初診から治癒するまでの医療費総額が5,000円未満だった場合等）についても、令和3年度より、能勢町は助成金を給付する制度を創設しました。

学校管理下で発生したけが等で医療機関を受診された場合は、学校へ連絡してください。

（5）学校給食

① 食育

食育は、生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培うことを目的としています。食事の重要性・心身の健康・食品を選択する能力・感謝の心・社会性・食文化の6つの視点から、食育の推進を図ります。

② 学校給食

学校の給食献立は、栄養教諭が栄養のバランスや季節感などを考えて作成します。食材はまず安全性を考えて、なるべく食品添加物を使用していないものを選定します。調理場では、調理員が毎日80以上の項目について、衛生管理チェックをしています。また、給食の時間に食べごろの温かさとなるように、作業の段取りを工夫して調理しています。

給食費は学年によって異なります。また、諸費と共に池田泉州銀行からの引き落としになります。残高不足とならないようにご留意ください。

※（参考）令和元年度

小学校低学年 3,800円 中学年 4,000円 高学年 4,200円 中学生 4,100円

③ 給食指導

好き嫌いや偏食はしないに越したことはありませんが、体調など食が進まない場合には様々な要因が考えられます。お子さま自身が食べられる量を決めることも大切だと考えています。

④ 給食時に用意しておくもの

衛生的に給食準備を行って、おいしく給食を食べるために、お箸とナフキンは、毎日清潔なものを持参してください。スプーンは、学校で用意します。また、食後には歯磨きをしますので、歯ブラシとコップも、毎日必要です。

給食当番の際に使用する給食エプロン・ぼうし・マスクは個人持ちです。ご家庭でご準備をお願いします。

⑤ 食物アレルギー（個別対応給食実施基準）・・・資料④

食物アレルギーとは食べ物を摂取したときに、免疫反応が起こることです。原因食物はもちろん個人によって異なり、個別の指導や対応が必要です。アレルギーがお子さまにある場合は、必ず担任か栄養教諭にお知らせください。

⑥ 給食試食会

PTA の主催で給食試食会を予定しています。これは、保護者の皆さんに給食を試食してもらうもので、その後には栄養教諭による給食や食育についてのお話があります。食に関する質問や疑問がありましたら、担任か栄養教諭までお尋ねください。